

# あす認定審査会 県、9人

県、9人

環境庁の「差し戻し裁決」後、  
初の県公告被害者認定審査会（徳  
島県比古会長）が三日午後一時か  
ら県本市の水俣守共済会館で開か  
れる。東はこの審査会に環境庁の  
新しい方針にもとづいて未認定患  
者九人を再諮詢するが、「疑わしき  
も認定する」との方針が行政裁量

に重点を置いているため、医学的  
判断を使命とする同審査会がどう  
対処するか注目される。これまで  
の水俣病審査は純医学的な観点か  
ら進められてきたが、今回の環境

庁裁決で、医学的判断できない  
ものについても、疑いがあれば積  
み認定する」との方針が行政裁量

との方針に改められたため、●水  
俣病の症状があるか●その原因  
が、水質汚濁(水銀)によるかどうか  
か以前より具体化したものにな  
る予定。

しかし県としては、患者側から  
一日も早い認定を迫られているた  
め、「できるだけ同日の審査会で  
了解を取りつけたい」と語りてい  
る。

が、果たして審査会がこの新方針  
に応じるかどうか疑問視されてい  
る。というのはこれからの方針が  
行政裁量にウエートが置かれてい  
るために、たとえば患者の症状が  
高血圧などによるものと原因がは  
つきりしていても、過去に水俣湾  
の魚介類を攝取した事実があれ  
ば、水俣病に認定することになっ  
ている。したがって極論すれば医  
学的判断にもとづく同審査会の使  
命は失われることになる。同審査  
会がこうした点に疑問を持つてい  
るとびるから、三日の審査会で  
は、県と審査会委員との間で論議  
されることが予想され、諮問まで  
いきつかないことも考えられる。